

# 山梨県公報

第二千三百九十九号

平成二十六年

三月十七日

月曜日

## 目次

### 告示

- 家畜伝染病予防法に基づく家畜の検査の実施……………一五一
- 県営土地改良事業の完了……………一五三
- 換地計画の決定……………一五三
- 道路の区域変更(三件)……………一五三
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出……………一五四
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出……………一五五
- 土地改良区役員の退任……………一五五
- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(五件)……………一五五
- 基本測量の実施……………一五七
- 基本測量の終了……………一五七

## 告示

### 山梨県告示第七十九号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五十一条の規定により、次のとおり家畜の検査を実施する。

平成二十六年三月十七日

山梨県知事 横内 正明

実施の目的	実施する地域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
牛のブルセラ病及び結核	富士河口湖町	一次のいずれかに該当する生後六ヶ月齢以上	平成二十六年	ブルセラ病検査 凝集反応検査(急)

核病の発生  
予防のため

の区域

の牛で実施区域内で飼育しているもの

四月一日から

速凝集反応法)  
2 酵素免疫測定法による検査

1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

平成二十七年三月三十一日

3 補体結合反応検査  
4 その他必要な検査

2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

間にお

1 ツベルクリン検査(皮内注射法)  
2 その他必要な検査

3 1又は2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛

象家畜を飼育

4 県外から導入された牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの

を飼育して

二 その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの

畜が死亡した区域を

一 次のいずれかに該当する生後六ヶ月齢以上の牛で実施区域内で飼育しているもの

の指定する日

1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの

保健衛生所長

2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

3 2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛

	<p>牛のヨーネ病の発生予防のため</p>	<p>甲府市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市及び中央市並びに南巨摩郡及び中巨摩郡の区域</p>	<p>一次のいずれかに該当する生後六ヶ月齢以上の牛で実施区域内で飼育しているもの          1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛          2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛          3 1又は2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛          4 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛          5 県外から導入された牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの          二 その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する牛</p>	<p>同</p>	<p>一 予備的抗体検出法による検査          二 リアルタイムPCR法による検査          三 ヨーニン検査          四 その他必要な検査</p>
<p>富士吉</p>			<p>一次のいずれかに該当する牛</p>	<p>同</p>	<p>一 酵素免疫測定法          二 ウエスタンブロット法による検査          三 免疫組織科学的検査</p>
<p>牛の伝達性海綿状脳症の発生状況及び動向の把握のため</p>		<p>県内全域</p>	<p>田市、都留市、山梨市、大月市、北杜市、笛吹市、上野原市及び甲州市並びに西八代郡、南都留郡及び北都留郡の区域</p>	<p>同</p>	<p>する生後六ヶ月齢以上の牛で実施区域内で飼育しているもの          1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が指定するもの          2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛          3 2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛          4 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が指定するもの          5 県外から導入された牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの          二 その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する牛</p>
				<p>同</p>	

馬伝染性貧血の発生予防のため	県内全域	実施区域内で飼育している生後百八十日以上馬で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの	同	一 寒天ゲル内沈降反応検査 二 その他必要な検査
高病原性鳥インフルエンザの発生子察のため	県内全域	実施区域内で百羽以上の家さん(鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥をいう。以下この項において同じ。)を飼育している農場又は十羽以上のだちょうを飼育している農場で飼育されている家さんで、飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が指定するもの	同	一 酵素免疫測定法 二 寒天ゲル内沈降反応検査 三 ウイルス学的検査 四 その他必要な検査
家さんサルモネラ感染症の発生子防のため	県内全域	実施区域内で飼育している種鶏	同	凝集反応検査(急速凝集反応法)
腐蛆病の発生子防のため	県内全域	実施区域内で反復利用可能な蜂房を利用して飼育している蜜蜂	同	一 肉眼的検査 二 脱脂乳による試験 三 細菌学的検査
アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及	県内全域	実施区域内で飼育している未越夏牛で、飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が指定するもの	同	一 中和反応検査 二 臨床検査

び牛流行熱の発生子察のため

**山梨県告示第八十号**

県営土地改良事業(西保地区県営ため池等整備事業)の工事は平成二十二年二月十五日をもって完了した。

平成二十六年三月十七日

山梨県知事 横内正明

**山梨県告示第八十一号**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営畑地帯総合整備事業(万力地区万力第二工区)の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができ

平成二十六年三月十七日

山梨県知事 横内正明

一 縦覧書類

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十六年三月十八日から同年四月十五日まで

三 縦覧場所

山梨市役所

四 異議申立期間

平成二十六年四月十六日から同月三十日まで

**山梨県告示第八十二号**

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十六年四月七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 一四一号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
北杜市高根町長沢字三ツ子沢一三一四番地 先から 北杜市高根町長沢字山ノ神官有無番地先まで	八・六〇 二六・六	七・〇〇 一一・八	一〇四一・〇	一〇四一・〇
	新	旧		

山梨県告示第八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十六年四月七日まで一般の縦覧に供する。  
平成二十六年三月十七日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 長沢小淵沢線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
北杜市高根町長沢字神久保四六〇番の四地 先から 北杜市高根町長沢字神久保四六二番の二地 先まで	七・五〇 三三二・六	五・二〇 一三三・六	四一・〇	四一・〇
	新	旧		

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県告示第八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十六年四月七日まで一般の縦覧に供する。  
平成二十六年三月十七日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 河口湖精進線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南都留郡富士河口湖町大石字二夕町山官有 無番地先から 南都留郡富士河口湖町大石字久保井坂下官 有無番地先まで	一五・〇〇 二九・〇	一一・〇〇 一七・〇	九七・〇	九七・〇
	新	旧		

山梨県知事 横 内 正 明

公 告

● 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十六年七月十七日まで縦覧に供する。  
平成二十六年三月十七日

- 一 届出者

山梨県知事 横 内 正 明

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名 ダイワロイヤル株式会社 代表取締役 原田健	住 所 東京都千代田区飯田橋三丁目十三番一号
---	---------------------------

マックスバリュ東海株式会社  
代表取締役 神尾啓治

静岡県駿東郡長泉町下長窪三百二番地一

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 南アルプスガーデン

(二) 所在地 山梨県南アルプス市十五所字西原千四百二十三番四

2 変更事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者(兼松コミュニケーションズ株式会社に限る。)の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十二時	開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十二時 (一部の店舗については、開店時刻を午前十時と、閉店時刻を午後八時とする。)
来客が駐車場を利用することができるとする時間帯	午前六時三十分から翌日午前零時三十分まで (一部については午前六時三十分から午後十時まで)	午前六時三十分から翌日午前零時三十分まで (一部については午前六時三十分から午後十時までとし、夜間の利用制限を届出の図面のとおりとする。)

3 変更する年月日

平成二十六年一月三十一日

三 届出年月日

平成二十五年十二月二十日

● 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十六年三月十七日

一 届出者

1 氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名

巨摩野農業協同組合 代表理事 小池通義

代表理事 渡邊健

代表理事 小笠原潤

2 住所

山梨県南アルプス市小笠原四百五十五番地

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 Aコープこま野白根店

(二) 所在地 山梨県南アルプス市在家塚千二百七十一番地の一

2 廃止前の店舗面積の合計

千二百七十七平方メートル

3 廃止後の店舗面積の合計

九百九十五平方メートル

4 店舗面積の合計を千平方メートル以下に変更する日

平成二十六年一月十日

三 届出年月日

平成二十五年十二月二十四日

● 土地改良区役員の退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、笛吹川沿岸土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

平成二十六年三月十七日

山梨県知事 横内正明

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	竹越久高	山梨市小原西九五二番地二	平成二十六年二月十三日

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成二十六年三月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十六年二月十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 有限会社グリーン開発
  - 2 主たる営業所の所在地 甲府市善光寺二丁目十五番十八号
  - 3 代表者の氏名 菊島けさ美
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特―二―)第八二六六号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十六年一月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成二十六年三月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十六年二月十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 永井建設
  - 2 主たる営業所の所在地 上野原市上野原千六百三十七番地
  - 3 代表者の氏名 永井伊一
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般―二―)第一四七三号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十六年二月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成二十六年三月十七日

一 処分をした年月日 平成二十六年二月二十三日  
山梨県知事 横 内 正 明

- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 小池塗装店
  - 2 主たる営業所の所在地 笛吹市御坂町二之宮千八百九十三番地二
  - 3 代表者の氏名 小池忠治
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般―二―)第八一一九号
- 四 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十六年一月二十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成二十六年三月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十六年二月二十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 住吉長田工業
  - 2 主たる営業所の所在地 甲府市住吉三丁目二十番二号
  - 3 代表者の氏名 長田敬男
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般―二―)第八九二〇号
- 四 処分の内容 屋根工事業及び板金工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十六年一月二十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成二十六年三月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十六年二月二十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 アキヤマ工業株式会社

2 主たる営業所の所在地 甲斐市下今井千五百二十五番地  
3 代表者の氏名 秋山重男

三 許可番号 山梨県知事許可（般―二―）第八七七六号

四 処分の内容 鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十六年二月十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、平成二十六年三月四日付けで国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十六年三月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 作業種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正測量）

二 作業期間 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

三 作業地域 山梨県全域

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、平成二十六年三月三日付けで国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十六年三月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 作業種類 基本測量（国土調査に伴う基準点測量）

二 作業期間 平成二十五年六月十日から平成二十六年二月二十八日まで

三 作業地域 南巨摩郡南部町

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番